

平成 30 年 1 月 31 日(水) 3 限 時間 60 分 (鉛筆痕跡不可)

問題 1 (1×20)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
×	○	×	×	○	×	○	○	○	○
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
○	×	×	○	×	○	×	○	○	×

問題 2 (2×20)

(1)	特許請求の範囲	(11)	現在又は過去
(2)	時期的	(12)	別段の取決めがない
(3)	書面審理	(13)	同一性保持権
(4)	パブリックドメイン, 消滅	(14)	形態性
(5)	消尽	(15)	品質保証
(6)	親告罪	(16)	安定性
(7)	部分意匠登録出願	(17)	非公知性
(8)	禁止権	(18)	内外人平等
(9)	自然法則	(19)	観念
(10)	特許原簿	(20)	共同著作物

問題 3 (2×10)

(1)	演奏権, 複製権: 譲渡権,
(2)	知的財産高等裁判所: 知財高裁
(3)	不特定多数の者が受信できるから: 学生のみを送信していないから
(4)	冒認出願
(5)	不当利得返還請求: 名誉回復措置の請求
(6)	2069 年 12 月 31 日 (2020 年 1 月 1 日から起算して 50 年)
(7)	2038 年 1 月 26 日 (登録から 20 年, 初日は入れない)
(8)	使用する権限を得た時に重大な過失なしに海賊版と知らなかった場合
(9)	行為規制法
(10)	周知の場合は混同を生じていることが必要で, 著名表示では不要

問題 4 (10) 通常の家庭用受信装置を用いてする場合は, 営利を目的としても, 聴衆又は観衆から料金を受けても, 公に伝達することができる。

問題 5 (5) 意匠登録の対象となるのは物品性, 形態性, 視覚性を備えていることが必要である。氷のコップは, 取引される時点でこの要件を備えている。したがって, 氷で作られたコップは, 意匠登録の対象となる。

問題 6 (5) 指定商品「菓子」を品質の誤認が生じないように, 指定商品を「アーモンド入りチョコレート」と補正する。